

2010年2月18日

国土交通大臣
九州地方整備局長
熊本県知事

前原 誠司 様
岡本 博 様
蒲島 郁夫 様

第6回「ダムによらない治水を検討する場」
国交省の治水対策案に対する要望書・意見書

子守唄の里・五木を育む清流川辺川を守る県民の会	代表	中島 康
清流球磨川・川辺川を未来に手渡す流域郡市民の会	共同代表	緒方俊一郎
球磨川大水害体験者の会	会長	岐部 明廣
川辺川利水訴訟原告団	団長	堀尾 芳人
美しい球磨川を守る市民の会	代表	茂吉 隆典
やつしろ川漁師組合	組合長	出水 晃
川辺川・球磨川を守る漁民有志の会	代表	毛利 正二
		吉村 勝徳

住民が求める「ダムによらない治水を検討する場」で実現させるもの

自然の営みを重視した球磨川水系の再生と水害防止対策

私たち住民は、流域住民が暮らしの中で宝としてきた球磨川水系を再生させ、限りなく多くの恵みをもたらしてくれる球磨川水系を守るため、そして自然の歴史が育んだ球磨川水系を含む流域全体の自然を保全するために「ダムによらない治水」を求め続けてきました。

「ダムによらない治水を検討する場」を設置した背景には、蒲島知事の「球磨川そのものがかけがえのない財産であり、守るべきは宝である」という重要な発言があります。この発言は流域住民の川を守る哲学を見事に反映させて頂いたものと住民は認識しています。

また、田中人吉市長の「地球の歴史を踏まえ、減災の考え方で、自然環境に則した様々な防災対策を組み合わせる」という流域住民の民意を反映させた発言もあります。どのような視点で川を保全し、水害防止対策に取り組むべきかを示唆したものです。

いま、住民が国交省の方たちに求めているのは、コンピューターの中の洪水対策だけではなく、現存している球磨川水系の現場に立ち、流域住民が宝としてきた川がなぜ消滅したのかを考え、宝としての川をどうやって再生させるべきなのかの対策とその実行、そして豊かな川の再生を大前提にした水害防止の対策とその実行に取り組むべきではないか思います。

球磨川水系への深い理解と愛情に根ざし、「自然の多様性の保全」と「自然と共生する生き方を求める」21世紀の新しい・自然観・世界観を共有してこそ、「ダムによらない治水を検討する場」で宝としての球磨川水系の再生対策と水害防止対策を堅実な内容で作りあげることが出来るものと思います。

「ダムによらない治水を検討する場」においてこそ、自然再生推進法が掲げる基本理念を県・国の関係者と首長さんたちは共有して議論を進めて頂きたいものです。

要 望

私たちは、次のような自然の営みを重視した球磨川水系の再生と水害防止対策を強く要望します。

【I】住民が求めているものは、宝としてきた球磨川水系の再生である

《1》住民が宝としている球磨川水系はどんな川なのか

- ・ゆたかな生態系をもった球磨川水系であり
- ・ゆたかな景観をもった球磨川水系である

《2》住民が宝としている球磨川水系を育てている河川環境は

- ・アユが生きる川を育てきたのは照葉樹林であり
- ・ヤマメがいきる川を育てきたのは落葉広葉樹林で
- ・球磨川水系を育てきたのは落葉広葉樹林と照葉樹林である

【Ⅱ】 [Ⅰ]を実現させるためには、コンクリートから生き物への転換が大切

《1》清流と景観の保全のために、いま取り組まなければならないことは

- ・清流と景観を破壊している砂防ダムの撤去
- ・ダム建設のために破壊した里山の再生
- ・中流域にある荒瀬ダム・瀬戸石ダムの撤去
- ・市房ダム・幸野ダムの水質を清流に戻す対策

《2》生態系の豊かな球磨川水系を育む多様性の豊かな森林の再生

- ・国有林・県有林を自然林に再生させること
- ・モヤシ林は間伐し、混交林に変え、生態系の豊かな人工林を創出する
- ・広域伐採は行わない

【Ⅲ】 [Ⅰ]を前提に、住民が求める水害防止対策のための川づくり

《1》自然の川の営みを阻止しない大きな余地を球磨川水系に再生

- ・自然の営みを重視した総合治水対策　《別紙参照》
※ 国交省案はこの項目の枠の中でのものでもありません ※
- ・中流域の水害の一番大きな要因となっている荒瀬ダムと瀬戸石ダムの撤去

《2》流域全域の浸透能・保水力を高める

- ・山地の保水力を破壊している林道やトンネルの改修工事
- ・流域全域の浸透能を高める対策は、山地・田園・都市それぞれの特性を考慮し、その具体的な取り組みをする

【Ⅳ】川を破壊している山地崩壊の防止策としての山地保全対策の取り組み

- ・流域の山地は脆弱な地質である。これを前提にした山地保全対策はコンクリート開発を廃し、生態系の豊かな山林保全に努めることである

意 見

第5回に対する意見書とも重なるものもあります。

- 1、市房ダムの再開発は望まない。望んでいるのは水質改善であり、濁水の解消である。
- 2、人吉区間の異常な土砂堆積と樹木の除去は急務の仕事である
- 3、コンクリートづけ遊水池を流域住民は望んでいない。河川審議会が答申した霞堤の再評価や氾濫を前提とした治水対策を真剣に検討されたい
- 4、自然遊水地（霞堤）を指定した場合は補償制度を確立すべきである
- 5、川辺川の連続堤防づけは清流川辺川を破壊するものでしかない。宝としてきた川を破壊するような治水対策は持ち込むべきではない
- 6、「ダムによらない治水を検討する場」に川辺川ダム建設のために用意された人吉地点 1/80 規模を持ち出す無神経さに住民は強い怒りをもっている。基本高水治水が球磨川水系を破壊し続けてきた事実は住民みんなが熟知している。

なお、川積の増大に関する工事、樹木の伐採、中流域の嵩上げ、市房ダムの濁水の解消、堤防の強化対策等は、球磨川総合開発計画の基、大幅に球磨川に人間が手を加えるようになってからは県・国の河川局の日常の業務であると思います。それをわざわざ「ダムによらない治水を検討する場」に持ち出して議論することではありません。早急に予算を確保し、具体的な整備作業に取り掛かるべきものです。

このような具体的な整備作業を放置していることが流域流民を水害の危機に晒し続けているのです。

住民が求める治水対策

自然の営みを重視した総合治水

川の営みが保全された余裕のある川づくりを

◇球磨川水系流域の水害の現状と対策◇

近年の球磨川流域の水害被災地区ごとに、地元の被災住民の声を聞いたうえで現地調査を行った。その水害を引き起こしている原因と、その対策を各地区別に以下に示す。

《 八代地区 》

《八代市萩原》

この地区においては、過去最大の洪水においても球磨川本川からの越流による被害はない。堤防には十分な余裕がある。フロンティア堤防にすることで安全性はより高まる。河川敷の土砂撤去も有効な治水対策であるが、急を要するものではない。

《 球磨川中流域 》

《球磨村一勝地 淋》 ※宅地の嵩上げが決定済み

本川の水位上昇による被水

過去最大流量の洪水でも浸水しない程度の宅地嵩上げ

《球磨村神瀬》

本川の水位上昇により国道 219 号線と数軒の家屋が浸水する。この地域は下流の瀬戸石ダムの湖尻にあたっているため、河道への土砂の堆積が見られる。最善の方法は土砂堆積の原因である瀬戸石ダムの撤去だが、当面の治水対策として、浸水する国道と宅地の嵩上げ、もしくは浸水する地区の堤防嵩上げが急務である。

《芦北町漆口》 ※宅地移転・嵩上げが決定済み

本川の水位上昇による被水

過去最大流量の洪水でも浸水しない程度の宅地嵩上げ

《八代市坂本町 中津道・三坂・鎌瀬》

本川の水位上昇により兩岸の道路と家屋が数軒浸水する。この地域は荒瀬ダムの湛水域に当たるが、ダム湖内の堆砂がひどく河床が上昇し、水位を押し上げていることが浸水被害の原因である。過去の荒瀬ダム湛水域において宅地の嵩上げ工事が熊本県企業局によってなされているが、このことはダムが水害の原因であることを認めているものである。この地域の住民はダムにより苦渋を強いられていると認識しており、荒瀬ダムの撤去を望んでいる。

《球磨川中流域のまとめ》

本川・支流ともに土砂の堆積が顕著であり、増加する傾向が見られる。これらを放置することは、水害を助長することに他ならない。河川に堆積した土砂の撤去は有効であり、必要な洪水対策である。

さらに抜本的な治水対策は、瀬戸石ダム・荒瀬ダムを撤去することである。この両ダムにより、川の持つ働きである土砂の移動が防げられ、狭窄部のこの地域に堆積している。これらのダム撤去により、河川はより自然な状態に近づき、土砂堆積による洪水被害は大幅に軽減される。

《 球磨村渡地区 》

《球磨村渡 島田》

球磨川に設置された今村第 2 樋門が増水時に閉じられことで、内水による家屋への床上・床下浸水被害、及び田畑への浸水被害が常態化している。対策としては、緊急時に速やかに稼働可能な排水ポンプの常設が急務である。

《球磨村渡 小川》 ※宅地移転・堤防嵩上げが決定済み

小川川合流点下流の球磨川の堆砂が顕著で、そのために小川川の土砂堆積は数メートルに達している。また、小川川上流部の大規模伐採地周辺から河川への土砂流出が顕著である。本川右岸と小川川の土砂撤去が効果的な対策であるが、抜本的には森林伐採の規模と方法を検討すべきである。

《球磨村渡 茶屋》

本川に設置された船戸川の樋門が増水時に閉じられることで、内水による家屋への床上・床下浸水被害、及び田畑への浸水被害が常態化している。対策としては、緊急時に速やかに稼働可能な排水ポンプの常設が急務である。

《球磨村渡地区のまとめ》

連続堤防が設置されることで、それまでは本川に自然流入していた支流の小河川に樋門が設置された。その樋門が増水時には堤防内への逆流を防ぐために閉じられることで、行き場を失った支流の小河川が被害をもたらす。本来なら、樋門が閉じた時点で排水するポンプが整備されるべきである。しかし、球磨村渡地区の樋門には排水ポンプが設置されておらず、内水による浸水被害が常態化している。

《註》 人吉市灰久保町の樋門には、毎分 20 トンの強力な排水能力を持つポンプが 2 基設置されているが、洪水の度ごとに、業者が発電機を設置しなければならず、即応性に欠ける状況である

内水被害が常態化した渡地区においては、排水ポンプとその電力供給設備の常設が内水被害を解消させるための急務である。

《 人吉地区 》

《人吉市温泉町》

近年避難勧告が続いて出されているが、堤防には十分な余裕がある。しかし、土堤であるので、漏水対策として矢板等を打つ込むことによって、堤防の強化を実施すれば更に安全である。常設の排水ポンプが設置されていない支流の小河川には、緊急時に速やかに稼働可能な排水ポンプの常設が急務である。

《人吉市下青井町右岸》

土砂の堆積が顕著である。対岸の左岸側は、昭和40年の洪水で家屋が流失し、死者も出た地区である。その後、当時の建設省は同地区の用地買収を行い河川敷としている。そのことにより人吉市の水害のほとんどは解消されている。しかし、右岸側においては土砂の堆積が顕著となっており、このまま放置すれば河道の流下能力は減少し、用地買収までした河川改修の効果が保てなくなる。

《人吉市西間下町：人吉橋左岸》

堤防の一部が未改修の状態では放置されており、20パーセント程度河道が狭くなっている。この部分を改修することで、人吉市中心部はより大きな規模の洪水に対処することが可能となる。

《人吉市麓町：中川原公園周辺》

土砂の堆積が顕著である。2年前に約2万立方メートルの土砂撤去を行っているが、現在では再び堆砂が進んでいる。継続的な土砂撤去が求められる。

《人吉地区のまとめ》

人吉地区においては、過去最大の洪水においても球磨川本川からの越流による被害はない。内水による浸水対策として、樋門には排水ポンプがほぼ設置されているが、まだ設置されていない箇所については排水ポンプの常設が急務である。市内を貫流する球磨川のほぼ全てにおいて土砂の堆積が顕著であり、これらの土砂を撤去し、人吉橋左岸の未改修地区を整備することでさらに安全性が高まる。

《 川辺川流域・球磨川上流域 》

《相良村柳瀬》

4年前にある程度除去したものの、現在では更に土砂の堆積が顕著である。継続的な土砂撤去が求められる。

《相良村川辺 永江》

川辺大橋下流の土砂の堆積が40年前には現在の5分の1程度であったが、

その後堆砂が進行し、現在は数メートルに及んでいる。そのため、その上流部右岸の堤防の低い部分から越流し、この地区が浸水している。

部分的な堤防の嵩上げと川辺川の堆積土砂の撤去が治水対策として有効である。

《相良村川辺 廻》

4年前にある程度堆積土砂を除去したものの、現在でも更に土砂の堆積が顕著である。継続的な土砂撤去が求められる。

《錦町西 木綿葉橋左岸》

現状では田畑への冠水があるものの水害防備林があるため、流木などが田畑に入らず影響は軽微とみられる。

《川辺川流域・球磨川上流域のまとめ》

川辺川においては4年前に土砂撤去が行われているが、その後、河道への土砂堆積が顕著であり、部分的な堤防整備と共に土砂撤去が早急に求められる。今後憂慮されることは、五木村板木にある九州電力の発電ダムが崩壊したことである。ここから多量の土砂が下流に流出している。これらの土砂が今後、下流域の河床上昇の原因となることは明らかである。

《 総まとめ 》

球磨川水系全体を通しての川の問題は土砂の堆積である。この土砂の堆積は大きく二つの要因に求められる。

その一つが荒瀬ダムと瀬戸石ダムである。この二つのダム撤去は治水対策としても最も重要な課題である。

もう一つが山地からの土砂の流出である。流域の山地崩壊が如何に激しいかを土砂の堆積の異常さが物語っている。球磨川水系は治山なくして治水はないのである。

[平成20年12月作成]

球会発第206号

平成22年3月5日

九州地方整備局長 様
熊本県知事 様

熊本県球磨郡町村会長 成尾 政



「ダムによらない治水を検討する場」について

球磨川の改修事業につきましては、かねてより特段のご理解とご高配を賜り、心より感謝申し上げます。

ご承知の通り、球磨川流域は、急峻な山々に囲まれ、地形的にも水害常襲地帯であり、地球温暖化等に伴う将来の異常気象を憂慮するときに、これまでの経験では計り知れない雨量も十分予測され、まさに抜本的な治水対策が喫緊の課題となっております。

そのような中、蒲島熊本県知事によるダム白紙撤回表明、更には前原国土交通大臣のダム中止表明がなされ、現在では国、県、市町村による「ダムによらない治水を検討する場」での審議が重ねられております。

つきましては、その検討する場において、代替案の一つとして市房ダムの再開発が取り上げられておりますが、去る2月9日、市房ダムから農業用水の供給を受けている水土里ネット幸野溝、中球磨、百太郎の三団体から本会に対し、別紙の通り農業用水の確保についての要望が行われました。

球磨圏域にあつては、農業は重要な基幹産業であり、農業用水の確保は行政にとって最重要課題でもあります。

よって、今後の「ダムによらない治水を検討する場」においては、市房ダム利水容量の現状維持に努められますよう要望申し上げます。

添付資料

「ダムによらない治水対策に伴う市房ダム再開発についての申し出について」

ダムによらない治水対策に伴う

市房ダム再開発についての申し出について

平成22年2月9日

水土里ネット幸野溝

水土里ネット中球磨

水土里ネット百太郎溝

球磨郡町村長会の皆様におかれましては、益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

日頃より、水土里ネットの運営に対しまして、格段のご理解、ご協力を賜り深く感謝申し上げます。

私共、球磨南部地域をかんがいしております3つの水土里ネットは、市房ダムからの恩恵により、人吉球磨管内の水田約7割を占める、約3,400haを受益地としております。近年、雨量減少等による異常気象の影響で、毎年受益地を区割りした配水等を行い、水の管理に対応しているところでございますが、今後、起きうるであろうと思われる大渇水による、農作物への多大な被害を危惧しているところでございます。

その様な状況のなか、蒲島知事の川辺川ダム建設反対表明により中止となり、国では、現在、新たな治水対策として、市房ダムの再開発（洪水調整容量の増量）も視野に検討されておられます。しかしながら、私共球磨南部土地改良区連絡協議会と致しましては、昨年も6月・8月と2度に亘る渇水となりましたが、幸い組合員の協力により多大な被害は免れたものの、農作物への影響は少なからず起きており、これから先の異常気象等を考えますと、これ以上の市房ダムの利水容量の減少は、断固として受け入れることは出来ないと考えております。

つきましては、球磨南部地域の現状をどうか御察し頂き、球磨郡町村長会におかれましては、国または県に対し、球磨地域農業の生命線であります市房ダム利水容量を、今後も現状維持できますように、ご助言、ご協力をよろしくお願い申し上げます。

国土交通大臣 前原誠司様
国土交通省九州地方整備局長 岡本博様
熊本県知事 蒲島郁夫様

2010年3月25日

日本共産党熊本県委員会
委員長 久保山啓介
日本共産党南部地区委員会
委員長 橋田芳昭



「第6回ダムによらない治水を検討する場」の到達と課題
川辺川ダムなし河川整備計画策定、多自然型川づくりを

1. 「第6回ダムによらない治水を検討する場」に示されたシミュレーション結果について

- ① 「第6回ダムによらない治水を検討する場」に示された国交省のシミュレーション結果に対して、福島八代市長（「念願だった堤防の補強や河床掘削が具体化したことは評価したい」）、蒲島知事（「65年7月降雨は十分クリアできる結果だ」「（中流域など水位が地盤高越える地点については）嵩上げは直ぐにでも可能な工事であり早急に実施してほしい」）の発言が報じられています。

これらの発言に見られるように、全体として、流域の水害被害者、ダム以外の治水を求める住民運動、日本共産党熊本県委員会・同南部地区委員会などが、これまで求めてきた「川辺川ダム中止、ダム以外の治水対策を」の主張、提案

資料1—「住民討論集会」「治水論点整理」

資料2—「川辺川ダムはいらん—住民が考えた球磨川流域の総合的治水対策」（川辺川ダム問題ブックレット編集委員会）

資料3—「第1回検討する場」に「清流球磨川・川辺川を未来に手渡す流域郡市民の会」「子守歌の里・五木を育む清流川辺川を守る県民の会」が提出した要望書

資料4—08年10月日本共産党熊本県委員会が金子国土交通大臣（当時）宛に申し入れた「川辺川ダムを中止、ダム以外の治水対策、五木村の再生を」

にそったものといえます。

- ② 「直ちに着手」「実施に向けた検討に直ちに着手」「可能性についての検討」

という段階をつけて対策を検討・具体化していくことは適切です。各段階の対策の検討・具体化で、絶えず被害住民、流域住民の要望と知恵を生かすことに留意する必要があります。

- ③他の河川での河川整備計画で具体化されているように戦後最大規模(球磨川では、1965年、1982年洪水)に対応できる、ダム以外の治水対策を練り上げ、「ダムなしの河川整備計画」を早急に実現することが求められています。

同時に想定以上の洪水に対応する総合的治水、球磨川の再生と環境に配慮した多自然型川づくりの具体化が必要です。

- ④シミュレーション結果に、「堤防高との相対水位」と「計画高水位との相対水位」が混ざって示されていますが、「計画高水位との相対水位」は不用です。「80分の1の降雨シミュレーション」も不用です。これらは、「川辺川ダム計画」と「ダムなし治水」をいたずらに混同させ、議論を混乱させるものです。

「放水路の整備」が「可能性の検討」の中に入っていますが、これは以前国交省が川辺川ダム推進の立場で、「代替案はこんなに金がかかる」(2兆7200億円)という事例として出しているもので、「検討する場」の議論の対象とならないものです。

- ⑤堤防未整備地区の「段階的築堤」という提案については、「遊水効果」を期待する以上、その考え方について、住民が理解できるような丁寧な説明が必要です。また輪中堤など様々な可能性を含めて、住民の合意をはかるための検討が必要です。
- ⑥市房ダムの再開発については、疑問、批判が強く出されていることを留意すべきです。

2, ダムなし河川整備計画及び多自然型川づくりへの提案

- ① 球磨川・川辺川の治水で急がれるのは、毎年のように洪水被害が発生する危険個所について早急に改修等を施すこと。

そのための予算増額が必要です。これらを実施すれば、地区の安全度は確実に引き上がり、「ダムによらない治水」や「河川整備計画」の先取りとして、「毎年のような水害を早くなんとかしてほしい」との地域住民の願い、期待にこたえることができます。これまでに川辺川ダム建設に毎年使用してきた予算に相当する額をあてれば、遅らされてきた未改修地区等を一気に解消することが可能です。

- ② 「検討する場」で「ダム以外の治水対策」案を練り上げ、それをもとに、「ダムによらない河川整備計画」を策定し、「ダムなし治水」を法的・財政的に

保障する段階に進むこと。

「河川整備計画」は、河川法に定められているにもかかわらず、国交省は策定の義務を負っていないながら、ダムに固執し12年間も策定してこなかったという、無責任状態が続いています。「ダムなし河川整備計画」については、他の一級河川の実例もあり策定を急ぐべきです。

- ③ 森林整備、土地利用計画などを組み合わせた総合的治水計画を策定すること。
情報提供、危機管理体制、地域防災力強化等を具体化すること

堤防強化・嵩上などにえて、遊水地、霞堤、水田・ため池の多面的な機能強化など多様な対策を組み合わせ、川辺川・球磨川と流域の再生をはかる必要があります。

旧来の治水対策は、連続堤防とダムなどによって洪水を閉じ込める治水方法を進めたため、さまざまな問題が生じてきました。河川の人工化、河川環境の悪化が進行しました。ダムは環境破壊を極度に進め、ダムの洪水調節は、超過洪水時の異常放流や流入量放流による下流被害を増大させてきました。

こうしたなか洪水防止や河川整備のあり方についてのさまざまな見直しが進められてきました。「21世紀の社会を展望した今後の河川整備の基本方向について」（1996年6月28日河川審議会答申）、「社会経済の変化をふまえた今後の河川制度のあり方について」（1996年12月4日河川審議会提言）、「川における伝統技術の活用はいかにあるべきか」（2000年1月21日河川審議会答申）、「流域での対応を含む効果的な治水のあり方」（2000年12月12日河川整備審議会計画部会中間答申）などです。

洪水への対応を流域全体で考え、総合的に取り組む総合治水対策、河川改修事業による河川環境悪化の反省のうえにたつた多自然型川づくりが掲げられ、1997年には河川法が改正され、治水、利水に加えて、河川環境の整備と保全が位置づけられ、関係住民の意向の重視が盛り込まれました。土地利用と河川の特性に即した流域対策、遊水地、霞堤、輪中提など人々が歴史的に編み出してきた知恵と技術を生かすことなど、明治以来の治水方針の大きな転換が提起されています。これらを川辺川・球磨川の「ダム以外治水」の中に生かし、河川環境の保全と再生をはかる必要があります。

以上

資料 1

ダム 反対 側		国土交通省 推進・容認側	
八代地点	ダムなしで流せる。 (国が主張する9000トンの洪水流量でも、八代では流せる。)	八代地点	ダムにより毎秒2,000トン进行カット (川辺川ダム1,600トン、市房ダム400トン) ・川辺川ダムにより水位を約80cm下げる。
平成15年6月30日「川辺川ダムの体系的代替案」			
八代地区での流下能力が毎秒8,800 m ³ 以上あるので80年に1回の最大洪水流量毎秒7,800 m ³ への対応が可能である。			

7 ダム以外の代替案

ダム 反対 側		国土交通省 推進・容認側	
		代替案についても検討したが非常に困難。	
人吉地点	川辺川研究会：部分的に河床掘削と堤防（1m）の嵩上げ（約20億円） ・従前の計画河道までの河床掘削 川辺川との合流点から渡鉄橋付近まで、1.4キロメートルに川底の150メートル、それに高さ3メートルを掛けると315万立米になった。 平成15年6月30日「川辺川ダムの体系的代替案」 ・計画河床高までの河床掘削を行い、未整備の堤防を整備。	人吉地点	①川幅拡幅案 人吉市街地で80m拡幅が必要。 90haの用地、930戸の家屋、商店等の移転が必要。 ②河床掘削案 3mの掘削が必要。 漁業、船下り、地下水枯渇の問題 掘った土砂、岩石の処理の問題 ③堤防嵩上げ案 人吉で余裕高も含め、2.5mの嵩上げが必要。 40haの用地、550戸の家屋、商店等の移転が必要。 橋梁（14基）、道路の嵩上げが必要。
中流部	川辺川研究会：堤防、宅地の嵩上げ（約50億円） 平成15年6月30日「川辺川ダムの体系的代替案」 ①瀬戸石ダムの堆砂を定期的に除去するか、または荒瀬ダムとともに瀬戸石ダムも撤去して、堆砂による水位上昇をなくす。 ②宅地等水防災対策事業や築堤による河川改修を進める。	中流部	・川辺川ダムがなければ、中流部ですらに2.5mの宅地嵩上げが必要。 国道219号、JR肥薩線の嵩上げも必要。
遊水地	川辺川研究会：平成13年12月の第1回住民討論集会で遊水地候補地として9カ所発表。 国土問題研究会： ・平成13年11月公表の川辺川研究会のパンフレットの	遊水地	・錦町、多良木町、免田町に1,000haの土地買収が必要。 ・優良農地を洪水に晒す問題。 ・深さ7mの遊水地を確保する必要。 ・今ある田畑にそのまま水を貯めても川辺川ダムの10分の

遊水地	遊水地
<p>中で、毎秒500～1,000トンの洪水調節流量を有する遊水地の整備を提案。</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成14年2月の第2回住民討論集会で、毎秒500トン程度のカットでよいと発言。 平成14年6月の第3回住民討論集会で、毎秒200～400トン程度のカットでよいと発言。 (遊水地候補地については見直す旨を明言。) <p>国土問題研究会：</p> <ul style="list-style-type: none"> 遊水地については、水源連や国土研や川辺川研究会等と体系的に検討し直した結果、現在の位置づけは変わって、現在の治水対策の基本は、計画河床をしっかりと掘削して確保すれば、それで十分で、遊水地は現在ではたくさんある案のうちの一つ。 	<p>1程度の効果しかない。</p>
<p>川辺川研究会：</p> <ul style="list-style-type: none"> 住民討論集会を通じて随時新しいデータが出てきたら見直し、代替案がより科学的に進化した。そういう意味では過去70億円ということで試算をした結果に関しては、川辺川研究会が当時試算した結果という形での位置づけとなっており、統一見解から言ったら70億円という金額はない。 	<ul style="list-style-type: none"> 代替案の場合の費用：2,100億円以上 <ul style="list-style-type: none"> 人吉地区堤防嵩上げ 1,160億円 中流地区堤防、道路・鉄道嵩上げ 870億円 八代地区堤防強化 70億円 <p>※堤防や橋の嵩上げに伴い、必要となる取り付け道路の嵩上げや家屋等の移転、支川からの内水の排水に必要なポンプ増強に要する費用は含まれていない。</p> <p>工事期間：長い期間が必要。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一方、川辺川ダム建設の場合、あと10年以内に残り630億円で治水対策が可能。
<p>平成15年6月30日「川辺川ダムの体系的代替案」</p> <ul style="list-style-type: none"> 1950年代またはそれ以前の保水力の高い状況を再現するため球磨川流域の人工林を強間伐して針広混交林化し、洪水ピーク流量の更なる低減を進める。当面、上流域、中流域の人工林の50%を今後10年間で強間伐する事を先行して行い、次の10年間で残りの50%の強間伐を行う。 球磨川流域の治水計画を立てるに当たっては、河川法に則って住民参加が保証された流域委員会を設置し、その場で決定すべき。 その際以下の対策を考慮すべき。 <ol style="list-style-type: none"> 遊水地 堤防かさ上げ 堤防余裕高の活用 河床掘削 	

8 費用対効果

ダム反対側	国土交通省 推進・容認側
0.73 (八代地区でダム不要となれば)	1.55 (流域全体の治水効果を計算すれば)

資料 2

「川辺川ダムはいらんー住民が考えた球磨川流域の総合的治水対策」（川辺川ダム問題ブックレット編集委員会）より

八代地区の対策

- 現状でも十分な流下能力があり川辺川ダムは不用です。
- さらに堤防の強化対策をとればより安全になります。

人吉地区の対策

- 通常の水位以上にたまった土砂の撤去
- 人吉橋左岸の改修
- 内水排水施設の充実

中流域

- 遅れた河川改修の早期実施
- 荒瀬ダム・瀬戸石ダムにたまった土砂の撤去
- 荒瀬ダム・瀬戸市ダムの完全撤去

上流域

- 被災地農家への補償（遊水地指定）
- 部分的な堤防強化・道路の嵩上げ

自然の営みを重視した総合治水対策

想定外の洪水にも対応する余裕のある川づくり

清流球磨川・川辺川を未来に手渡す流域郡市民の会
会長 緒方 俊一郎
子守唄の里・五木を育む清流川辺川を守る県民の会
代表 中島 康

◆はじめに

地球規模での自然破壊・公害に対する厳しい国際的世論の中で、ダム建設も世界的に終焉を迎えようとしている。勿論、日本においてもダム建設の時代には終りを告げる取り組みがなされてきている。河川審議会は「総合治水の重要性」「生物の多様性の保全」「治水施設のみに対応による限界の認識」「地下水の保全・塩害防止・浚渫工事の重視」「氾濫を前提にした治水対策」を矢継ぎ早に答申してきた。これは河川法の最も重要な土台となっているものである。

球磨川流域に暮らす水害常習地帯の住民は、ダムこそが水害を引き起こす凶悪犯罪者であることを熟知している。流域住民は河川審議会の答申が如何に大切な内容であるかを水害体験を通して認識しているのだ。

さらに、国は自然再生推進法を制定し「自然再生を総合的に推進し、生物多様性を確保することを通じて自然と共生する社会の実現を図らなければならない」とし、そのためには「地域の多様な主体が参加しなければならない」と定めている。その上で、この法律は特に国交省・農水省が取り組まなければならないとしている。これだけの法律を制定しながらも、河川に関してまだ不十分であると考えたのであろうか、さらに「多自然川づくり基本指針」までもつuckingしている。この指針では「河川全体の自然の営みを視野に入れ、河川が本来有している生物の生息・生育・繁殖環境の保全・創出」に取り組まなければならないとしているのだ。具体的なそれぞれの川で、何がその川の豊かな生態系を破壊したのかを分析することなしに、多自然川づくりは実現させることは出来ない。球磨川から豊かな生態系を奪い取ってしまったのはダムそのものであることを流域住民は熟知している。

私たち球磨川水系に生きる住民は、以上述べてきた国の基本方針・法律に基づき、球磨川水系で現実に行き起している水害を科学的に分析し、流域住民の生命と財産を守り、安全・安心の地域づくりを目指した治水案を作り上げた。想定外の豪雨・洪水に対応しない治水ダムに頼るのでなく、河川審議会が提起した自然の営みを重視し、余裕のある川づくりに取り組むことにした。また、水害を引き起こしている直接の原因を取り除く対策こそが重要であり、地域の特殊性を考慮した対策を考えた。この総合治水案に取り組めば、豊かな生態系と景観を保全した川に再生させることもできる。

◆これまでの治水

これまでの治水は、一定限度の洪水を対象に、河道改修とダム建設により洪水を河川に閉じ込めようとしている。これには3つの大きな欠陥があると今本博健京都大学名誉教授（元京大防災研究所長）は指摘している。

①超過洪水で破綻：根幹的欠陥

一定限度の洪水を対象にしているため、それを超える規模の洪水には対応できない。

②ダム建設の限界：構造的欠陥

日本は地形が急峻で地質が脆弱なため適地が少ない。財政状況から効果が限定されるダムをつくる余裕はない。2003年以後、新規のダム計画はない。

③巨大工事が環境を破壊：致命的欠陥

ダムなどの巨大河川事業は、自然環境・社会環境を破壊する。長い時間をかけて形成されてきた多様な生態系が大規模の河川改修により破壊されつつある。社会の批判が大きく、その正当性が問われている。

想定以上の大洪水が発生するたびに計画の更新する必要があるため、いつまでも治水計画が完結しない。結果としてその治水計画を達成するのに長い時間を要し、その間住民を危険に晒したままになっている。

球磨川流域においては、40数年前に計画された川辺川ダム建設を前提としているために、通常の河川改修事業が遅れており、未改修地区においては水害に遭いやすい状況となっている。

◆球磨川流域の水害の現状と対策

近年の球磨川流域の水害被災地区ごとに、地元の被災住民の声を聞いたうえで現地調査を行った。その水害を引き起こしている原因と、その対策を各地区別に以下に示す。

八代地区

八代市 萩原

この地区においては、過去最大の洪水においても球磨川本川からの越流による被害はない。堤防には十分な余裕がある。フロンティア堤防にすることで安全性はより高まる。河川敷の土砂撤去も有効な治水対策であるが、急を要するものではない。

球磨川中流域

球磨村一勝地 淋 ※宅地の嵩上げが決定済み

本川の水位上昇による被水

過去最大流量の洪水でも浸水しない程度の宅地嵩上げ

球磨村神瀬

本川の水位上昇により国道 219 号線と数軒の家屋が浸水する。この地域は下流の瀬戸石ダムの湖尻にあっているため、河道への土砂の堆積が見られる。この地区の中心部には常設の内水排水施設が設置されているが、設置後一度も使用されていない。最善の方法は土砂堆積の原因である瀬戸石ダムの撤去だが、当面の治水対策として、浸水する国道と宅地の嵩上げ、もしくは浸水する地区の堤防嵩上げが急務である。

芦北町 漆口 ※宅地移転・嵩上げが決定済み

本川の水位上昇による被水

過去最大流量の洪水でも浸水しない程度の宅地嵩上げ

八代市坂本町 中津道、三坂、鎌瀬

本川の水位上昇により兩岸の道路と家屋が数軒浸水する。この地域は荒瀬ダムの湛水域にあたるが、ダム湖内の堆砂がひどく河床が上昇し水位を押し上げていることが浸水被害の原因である。過去に荒瀬ダム湛水域において宅地の嵩上げ工事が熊本県企業局によってなされているが、このことはダムが水害の原因であることを認めているものである。この地域の住民はダムにより苦渋を強いられていると認識しており、荒瀬ダムの撤去を望んでいる。

《球磨川中流域まとめ》

本川・支川ともに土砂の堆積が顕著であり、増加する傾向が見られる。これらを放置することは、水害を助長することに他ならない。河川に堆積した土砂の撤去は有効であり、必要な洪水対策である。さらに抜本的な治水対策は、瀬戸石ダム・荒瀬ダムを撤去することである。この両ダムにより、川の持つ働きである土砂の移動が妨げられ狭窄部のこの地域に堆積している。これらのダム撤去により、河川はより自然な状況に近づき、土砂堆積による洪水被害は大幅に軽減される。

球磨村渡地区

球磨村渡 島田

球磨川に設置された今村第2樋門が増水時に閉じられることで、内水による家屋への床上・床下浸水被害、及び田畑への浸水被害が常態化している。対策としては、緊急時に速やかに稼働可能な排水ポンプの常設が急務である。

球磨村渡 小川 ※宅地移転・堤防嵩上げが決定済み

小川川合流点下流の球磨川の堆砂が顕著で、そのために小川川の土砂堆積は数メートルに達している。また、小川川上流部の大規模伐採地周辺から河川への土砂流出が顕著である。本川右岸と小川川の土砂撤去が効果的な対策であるが、抜本的には森林伐採の規模と方法を検討するべきである。

球磨村渡 茶屋

本川に設置された舟戸川の樋門が増水時に閉じられることで、内水による家屋への床上・床下浸水被害、及び田畑への浸水被害が常態化している。対策としては、緊急時に速やかに稼働可能な排水ポンプの常設が急務である。

《球磨村渡地区まとめ》

連続堤防が整備されることで、それまで本川に自然流入していた小河川には樋門が設置された。その樋門が増水時には堤防内への逆流を防ぐために閉じられることで、行き場を失った小河川が被害をもたらす。本来なら、樋門が閉じた時点で排水するポンプが整備されるべきである。しかし、球磨村渡地区の樋門には排水ポンプが設置されておらず、内水による浸水被害が常態化している。人吉市灰久保町の樋門には、毎分20tの強力な排水能力を持つポンプが2基設置されているが、洪水の度ごとに、業者が発電機を設置しなければならず即応性に欠ける状況である。内水被害が常態化した渡地区においては、排水ポンプとその電力供給設備の常設が内水被害を解消させるための急務である。

人吉地区

人吉市温泉町

近年避難勧告が続いて出されているが、堤防には十分な余裕がある。しかし、土堤であるので漏水対策として矢板等を打ち込むことによって、堤防の強化を実施すれば更に安全である。常設の排水ポンプが設置されていない小河川については、緊急時に速やかに稼働可能な排水ポンプの常設が急務である。

人吉市下青井町右岸

土砂の堆積が顕著である。対岸の左岸側は、昭和40年の洪水で家屋が流失し死者も生じた地区である。その後、当時の建設省は同地区の用地買収を行い河川敷としている。そのことにより人吉市の水害のほとんどは解消されている。しかし、右岸側において土砂の堆積が顕著となっており、このまま放置すれば河道の流下能力は減少し、用地買収までした河川改修の効果が保てなくなる。

人吉市西間下町（人吉橋左岸）

堤防の一部が未改修の状態で放置されており、20%程度河道が狭くなっている。この部分を改修することで、人吉市中心部はより大きな規模の洪水に対処することが可能になる。

人吉市麓町（中川原公園周辺）

土砂の堆積が顕著である。2年前に約2万立方メートルの土砂撤去を行っているが、現在では再び堆砂が進んでいる。継続的な土砂撤去が求められる。

《人吉市まとめ》

人吉地区においては、過去最大の洪水においても球磨川本川からの越流による被害はない。内水による浸水対策として、樋門には排水ポンプがほぼ設置されているが、まだ設置されていない箇所については排水ポンプの常設が急務である。市内を還流する球磨川のほぼ全てにおいて土砂の堆積が顕著であり、これらの土砂を撤去し、人吉橋左岸の未改修地区を整備することでさらに安全性が高まる。

川辺川流域・球磨川上流域

相良村柳瀬

4年前にある程度除去したものの、現在では更に土砂の堆積が顕著である。継続的な土砂撤去が求められる。

相良村川辺 永江

川辺大橋下流の土砂の堆積が40年前には現在の5分の1程度であったが、その後堆砂が進行し、現在は数メートルに及んでいる。そのため、その上流部右岸の堤防の低い部分から越流し、この地区が浸水している。
部分的な堤防の嵩上げと川辺川の堆積土砂の撤去が治水対策として有効である。

相良村川辺 廻

4年前にある程度堆積土砂を除去したものの、現在でも更に土砂の堆積が顕著である。継続的な土砂撤去が求められる。

錦町西 木綿葉橋左岸

現状で田畑への冠水があるものの水害防備林があるため、流木などが田畑に入らず影響は軽微とみられる。

《川辺川流域・球磨川上流域まとめ》

川辺川においては4年前に土砂撤去が行われているが、その後、河道への土砂堆積が顕著であり、部分的な堤防整備と共に土砂撤去が早急に求められる。今後憂慮されることは、五木村板木にある九州電力の発電ダム崩壊したことである。ここから多量の土砂が下流に流出している。これらの土砂が今後、下流域の河床上昇の原因となることは明らかである。

被水した農地については、増減水時の流速を低減できるような自然型の水路整備や水害防備林の整備等を行い被害の軽減化を図ったうえで、その遊水機能を評価して補償制度を確立するべきである。

◆流域の生命と財産を脅かしている球磨川水系の総合的な問題点

- ① 上流から下流にわたり、土砂の異常な堆積で河床が上がっている。そのことが洪水の水位を押し上げ、水害の大きな要因となっている。
《註》 ただし、中流域は二つのダムが水位を引き上げていることが主な要因である
- ② ①の原因は、流域全域で山地崩壊を引き起こしているためである。
《註》 中流域の二つのダム、上流の連続堤防も深く関わっている
山地崩壊が流域住民の命を一番脅かしている現象である*別紙資料
- ③ ②の原因は山林の生態系破壊にある。
《註》 機械化された大規模伐採、放置された人工林、安易な林道建設等
- ④ 上流から海までの川の生態系が破壊されている
《註》 山地の砂防ダムまで含め、ダムが一番の要因となっている

治水の使命は、いかなる大洪水に対しても住民の生命と財産を守ることである。洪水時の水位を低下させるべく河川を管理することが、河川管理者としての責務であるが、このような現状を放置していることは、その責任を放棄しているものである。

球磨川・川辺川の治水について一番理解しているのは流域の住民であり、住民の望むダムなしの治水対策を早急を実施するのが河川管理者の責務である。

資料4

国土交通大臣 金子一義様

2008年10月10日

日本共産党熊本県委員会

委員長 久保山啓介

日本共産党南部地区委員会

委員長 橋田芳昭

川辺川ダムを中止し、ダム以外の治水対策、五木村の再生を

1、知事、地元首長の「川辺川ダム反対」表明に沿い、ダムにかわる治水対策を

①9月11日、蒲島郁夫熊本県知事は、「川辺川ダム計画を白紙撤回し、ダムによらない治水対策を追求するべきである」と「川辺川ダム反対」の態度を明らかにしました。蒲島知事は、「人吉・球磨地域に生きる人々にとっては、球磨川そのものが、かけがえのない財産であり、守るべき『宝』であり、「その価値観を重んじることが、自分の地域を自らが守り、発展させていこうという気概を起こし、「真の地方自治を実現するため」の機運を盛り上げていくと指摘しました。

治水対策については、国交省は『ダムによらない治水』の努力を極限までおこなっていない」と述べ、国交省に対し、『ダムによらない治水』のための検討を極限まで追求される姿勢で臨むよう強く求めました。また、県政の大きな課題である財政問題との関連で、「現在の県の財政状況にあつては、巨額の税金を投入することについて」は、認められないとの立場を明らかにしました。

五木村の再生にふれるところでは、しばし涙ぐみ、知事自らが「本部長として、村の人口構成と特性を活かした、夢のある新たな五木村振興計画策定に取り組む覚悟です」と村再生への決意を述べました。この蒲島知事の表明に対して、熊本県民の85%、流域住民の82.5%が支持を表明しています（「熊日」新聞調査）。

蒲島知事の表明に先立って、ダムサイト予定地の相良村の徳田正臣村長、最大受益地の人吉市の田中信孝市長も、「川辺川ダム反対」を表明しています。

田中人吉市長は、「環境の変化やそれがもたらしている河川の現状、または経済的側面から、ダムが球磨川水系に及ぼすさまざまな影響を見ると、そして何よりも、水害被害者が、ダムによる治水の危険性を訴え、市民の多くが、ダムに否定的である以上、このダムによる治水対策が、果たして適切かどうか、勇気を持って考え直さなければならない時期にきている」と指摘し、「計画そのものを白紙撤回し、河川法に則り、地域住民の意見がよく反映された治水対策を講じるべき」と述べています。人吉・球磨の自治体では、川辺川ダム中止が大勢になりつつあります。

②1997年に改正された河川法は、河川法の目的として、治水、利水に、河川環境の整備と保全を加え、従来工事実施計画を見直し、河川整備基本方針と河川整備計画に分け、河川整備計画の策定にあたっては、地方公共団体の長、関係住民の意見を反映することが明記されました。国交省ホームページでの説明によると、「従来の『治水』『水資源開発』に加えて、『河川環境の保全と整備』を目的として位置

づけ」「従来の『行政に任せてください。我々が計画も決めてやります』といったやり方から『行政は勝手にしません』というやり方に変えます。計画をつくる際にも住民意見を反映するよう仕組みをつくりまします」というものです。

相良村長、人吉市長、熊本県知事の「川辺川ダム反対」表明は、改正河川法の主旨からすると決定的といえるものです。

- ③日本共産党熊本県委員会は、球磨川の河川管理者である国交省が、熊本県知事、ダムサイト予定地の相良村長、最大受益地の人吉市長の「川辺川ダム反対」表明を正面から受け止め、ダム以外の治水対策の策定に直ちに着手し具体化することを強く求めるものです。ダムありきの国の誤った政策のもとで、翻弄され、疲弊を余儀なくされてきた五木村の再生を、国が責任を持ってはかっていくことを求めるものです。

2、ダム以外の治水対策の具体的な推進について

(1) 球磨川・川辺川の各地点ごと（200m間隔）に、河川整備計画の目標流量と対応する各地点ごとの現況断面での水位を公表すること。

(2) 上記の結果、水位が堤防高を上回る箇所や余裕がない箇所から改修を行うこと。

(3) 各地点ごとの改修等の対策

- ① 2004年の台風16号、2005年の台風14号、2006年の7月洪水での被害を検証し、同規模の洪水によっても被害が生じないように、河川改修、宅地のかさ上げ、河床の浚渫・掘削、内水排水設備の整備など、具体的な対策を完了すること。
- ② 人吉地区では、左岸（第1索道付近）の改修、通常水位以上にたまった土砂の撤去、内水排水施設の整備を
- ③ 中流域では、河川改修、堤防・宅地のかさ上げの推進、荒瀬ダム・瀬戸石ダムの堆積土砂の撤去を。
- ④ 川辺川、球磨川本川上流域では、河床にたまった土砂の撤去、排水施設の整備、堤防・道路のかさ上げ、遊水池の整備と農業被害への補償などについて、調査、具体化をはかること。
- ⑤ 八代地区では、萩原地区の深掘れ対策、堤防の強化をはかること。
- (4) 放置人工林の間伐、皆伐放棄地対策などをさらに強め、森林の保水力を高めること。
- (5) 当面、上記の対策を計画的かつ強力に推進するとともに、並行して、輪中堤整備、遊水池整備、洪水情報の収集・伝達、避難誘導システムの整備等、ダム以外のハード対策およびソフト対策について、国の責任で、調査・検討し、可能な対策から実施していくこと。
- (6) 以上の点をふまえて、おおむね30年間で整備するとしている河川整備計画においては、川辺川ダムによらない治水対策を策定すること。

3、説明責任について

具体的な治水対策については、市民団体が、台風16号（2004年）、台風1

4号(2005年)の水害被害者の直接聞き取り、それをまとめて、「台風16号、14号の水害被害者が望む治水対策」として国交省に提出しているのははじめ、水害被害者、流域住民からのダムによらない治水対策を、具体的に、繰り返し要請しています。

日本共産党熊本県委員会・同南部地区委員会も、06年7月集中豪雨被害についての06年8月3日の要望をはじめ、毎年の対政府次年度予算要望などで、具体的な治水対策を求めてきたところです。

国交省として、これらについて、実態調査はやったのか、どう対処してきたのか。水害をなくす、住民の生命財産を守るべき河川管理者としての責任がどこまで果たしているのか、明らかにすべきです。

国交省「公共事業の説明責任(アカウンタビリティ)向上行動指針」は、公共事業について、国民の間に深刻な不信感が醸成されている要因として「なにをやっているかについて、国民に説明する努力がたりなかった」として、「公共事業の各実施段階を国民に対し、さらに説明性の高いものへと改善をはかること、同時に幅広い情報を積極的に国民に提供し共有していく」こと、「意見交換を行いながら、ともに考え、創り、育てていく姿勢でとりくむ」などと述べています。ところが、これまで、まったくといていいほど、要請や申し入れに対する、事後の回答、進捗状況の説明などがなされていません。「ともに考え」などとはほど遠いものです。説明責任、情報の公開の点でも国交省の姿勢が問われています。

4、五木村の振興・再生について

- ① 五木村の現状は、国が川辺川ダム建設計画を無理やり進めてきたことによるものであり、国の責任ある関与のもと、国・県・村一体になって、村の振興・再生にあたるべきです。
- ② 水源地域対策特別措置法にもとづく水源地域整備計画について、頭地大橋を含む主要地方道宮原・五木線道路改築事業(進捗率90%、延長比)、国道445号線道路改築事業(77%)、代替農地の造成(70%)などを速やかに完了すること。
- ③ 林業、歴史と伝統文化、川辺川ダムを中止し再生に挑む村の活力など、あらゆる可能性を引き出し活かすとりくみを。蒲島知事の五木村再生への決意を尊重しつつ、国としては、特に財政支援を強化すること。
- ④ 鳥取県では、県営中部ダムを中止し、県が率先して関係地域振興策に取り組まれつつあります。熊本県においては、釈迦院ダム建設中止にあたり、「旧釈迦院ダム予定地の住民が、安心して定住していくことを目標に、ダム事業に起因し滞った社会資本の早急な整備」をはじめとする「ダム予定地域振興計画」をつくり、県と町共同の「振興計画推進委員会」を設置し取り組んでいます。これらに共通しているのは、ダム中止に伴う課題の解決に、ダム推進の当事者が責任を持つということです。川辺川ダムは、国が計画し推進してきたものです。国自身が責任を自覚し、県・村と共同し、五木村の振興・再生にあたるべきです。